

4月27日発生の玉山区林野火災に係る盛岡市災害対策本部の対応状況について

平成26年5月7日

災害対策本部

平成26年4月27日に玉山区で林野火災が発生したことに伴い、市では同日14時20分に「盛岡市災害警戒本部」を、同日16時20分に「盛岡市災害対策本部」を設置し、市民の安全を確保するため、適時、避難勧告及び避難指示を発令するとともに、早期の鎮火に向けて関係機関と調整を図りながら対応してきたところである。

記

1 概況

(1) 林野火災の概況

覚知 4月27日(日)13時13分

玉山区渋民地内で林野火災が発生し、その後延焼が拡大した。

鎮圧 4月29日(火)12時00分

鎮火 5月5日(月)12時00分

(2) 発生原因

盛岡東警察署及び盛岡消防本部で調査中

(3) 被害等の状況

延焼面積 約195ha(現時点の推計面積。今後の被害状況調査を経て面積を確定する予定)

※ 別紙図面を参照

人的被害、家屋被害 なし(5月7日 8時30分現在)

※ 被害の詳細については、現在調査中

2 市の対応方針

災害対策本部において決定した今般の災害対応の方針は、次のとおり。

- (1) 住民の避難、誘導等に万全を期すこと。
- (2) 避難所の運営等、被災者の対応に万全を期すこと。
- (3) 引き続き、消火活動に万全を期すこと。
- (4) 情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に努めること。

3 災害対策本部等の活動状況

4月27日(日)14時20分 災害警戒本部設置

16時20分 災害対策本部に移行。災害対策本部員会議

17時00分 避難勧告発令(対象 11地区, 109世帯, 333人)

19時10分 避難指示発令(対象 3地区, 34世帯, 100人)

※ 2地区は避難勧告から避難指示に切り替えたもの

4月28日(月)9時00分 災害対策本部員会議

16時30分 災害対策本部員会議

17時00分 避難勧告を解除（8地区，76世帯，250人）

1地区の避難勧告及び3地区の避難指示は継続

4月29日（火）9時00分 災害対策本部員会議

12時00分 盛岡消防本部により，鎮圧状態となったことが確認される。

12時10分 避難勧告（1地区），避難指示（3地区）ともに解除

4月30日（水）14時30分 災害対策本部から災害警戒本部に移行

5月5日（月）12時00分 災害警戒本部を廃止

#### 4 住民避難等の状況

##### (1) 避難勧告・避難指示の発令状況

###### ア 地区別の状況

地区	世帯	人数	避難勧告	避難指示	解除
玉山区馬場字前田，字中島，字赤坂，字芦名沢，字滝の沢，渋民字田の沢，字山屋，字越戸（計8地区）	76	250	27日17:00	-	28日17:00
玉山区渋民字長渡（1地区）	11	27	27日17:00	-	29日12:10
玉山区渋民字岩の沢，字寺沢（計2地区）	22	56	27日17:00	27日19:10	29日12:10
玉山区玉山字大二子（1地区）	12	44	-	27日19:10	29日12:10
合計（12地区）	121	377			

###### イ 時系列の状況

日時	避難勧告			避難指示			合計		
	地区	世帯	人数	地区	世帯	人数	地区	世帯	人数
4月27日 17:00～	11	109	333	-	-	-	11	109	333
4月27日 19:10～	9	87	277	3	34	100	12	121	377
4月28日 17:00～	1	11	27	3	34	100	4	45	127
4月29日 12:10～	-	-	-	-	-	-	-	-	-

##### (2) 避難所の開設等の状況

4月27日（日）17時00分 玉山総合福祉センター，芋田地区コミュニティセンター及び白沢地区コミュニティセンターに避難所を開設

4月28日（月）17時00分 芋田地区コミュニティセンターの避難所を閉鎖

4月29日（火）12時10分 玉山総合福祉センター及び白沢地区コミュニティセンターの避難所の閉鎖を決定

※ 全員の帰宅後，白沢地区コミュニティセンターの避難所は13時25分に，玉山総合福祉センターの避難所は13時50分に閉鎖

##### (3) 避難等の状況

避難所	避難最大時		備考
	世帯数	避難者数	
玉山総合福祉センター	33	76	4月28日（月）1時30分

芋田地区コミュニティセンター	0	0	
白沢地区コミュニティセンター	15	35	4月28日(月)9時00分
計	48	111	

(4) 避難者への対応

各避難所に職員（2名）及び保健師（1～2名）を24時間体制で配置し、避難所の運営、避難者への情報提供、避難者の健康管理等に努めた。

(5) 福祉避難所の開設

4月27日（日）17時00分に発令された避難勧告に伴い、馬場字滝の沢にある介護保険事業所「にこにこホーム」が運営する宿泊サービスの滞在者5名について、「特別養護老人ホーム秀峰苑」及び「特別養護老人ホームすずらんガーデン」を福祉避難所として開設し、受け入れた。

また、玉山総合福祉センターの避難者のうち2名（車いす利用等）について、「老人保健施設ケアホームやすみ」を福祉避難所として開設し、受け入れた。

5 関係機関等の活動の状況

(1) 活動概要

ア 岩手県

岩手県災害特別警戒本部を設置し、関係機関の総合調整を行うとともに、青森、秋田、宮城、福島各県の応援を受けながら、岩手県及び各県の防災ヘリコプターによる空中消火活動（散水）を実施した。

また、防災ヘリコプターで上空から延焼区域の監視を行うとともに、熱画像探査装置による延焼地調査の結果を市及び盛岡消防本部に提供するなど、消火活動を支援した。

※ 4月27日（日）13時23分 岩手県に対し、防災ヘリ出動要請（盛岡消防本部）

イ 岩手県警察

警察ヘリコプターにより上空からの監視を実施するとともに、ヘリコプターに登載しているテレビ中継システムにより送信された上空からの映像に基づく情報を市及び盛岡消防本部に提供するなど、消火活動を支援した。

ウ 盛岡東警察署

延焼区域周辺の警戒監視、避難勧告・避難指示発令区域内の巡回等を実施した。

エ 盛岡消防本部

延焼に関する情報の収集・整理を行い、消火活動を総括した。また、市消防団と連携しながら、地上からの消火活動を実施するとともに、24時間体制で延焼区域の監視を行った。

4月29日の鎮圧後も、鎮火に向けて延焼区域一帯の監視を行った。

オ 市消防団

盛岡消防本部と連携しながら、地上からの消火活動を実施するとともに、4月27日から29日にかけては、24時間体制で延焼区域の監視を行った。

カ 自衛隊

陸上自衛隊第9飛行隊（八戸）及び航空自衛隊（三沢）から派遣されたヘリコプターによる空中消火活動（散水）及び地上からの消火活動を実施した。

※ 4月27日(日) 15時05分 自衛隊への派遣要請

4月29日(火) 8時30分 自衛隊への撤収要請

(2) ヘリコプターによる空中消火活動等

	防災ヘリ			自衛隊ヘリ			岩手県警察			合計		
	機数	散水回数	放水量(ℓ)	機数	散水回数	放水量(ℓ)	機数	散水回数	放水量(ℓ)	機数	散水回数	放水量(ℓ)
4月27日(日)	1	17	9,000	1	4	2,200	1	-	-	3	21	11,200
4月28日(月)	5	135	61,800	5	110	259,600	1	-	-	11	245	321,400
4月29日(火)	1	17	10,600	-	-	-	1	-	-	2	17	10,600
4月30日(水)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
5月5日(月)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
計	9	169	81,400	6	114	261,800	3	-	-	18	283	343,200

備考1 ヘリポートとして市の施設(渋民総合運動公園, 姫神ホール駐車場)が活用された。

2 「機数」は当該日の実稼働機数であり, 散水活動のほか, 熱画像探査装置による延焼地調査, 上空からの監視等のために稼働した機数を含む。

(3) 地上消火作業等の従事者数

	盛岡消防本部		市消防団		自衛隊	東警察	計	
	台数	人数	台数	人数	人数	人数	台数	人員
4月27日(日)	17	247	32	224	12	17	49	500
4月28日(月)	13	166	25	240	50	11	38	467
4月29日(火)	3	230	17	346	48	30	20	654
4月30日(水)	7	30	-	-	-	17	7	47
5月1日(木)	4	20	-	-	-	12	4	32
5月2日(金)	4	20	-	-	-	10	4	30
5月3日(土)	4	15	-	-	-	3	4	18
5月4日(日)	4	11	-	-	-	3	4	14
5月5日(月)	3	9	1	7	-	3	4	19
計	59	748	75	817	110	106	134	1,781

6 市民, 各団体等からの支援等

(1) 盛岡市婦人防火クラブ連合会, 盛岡市婦人消防協力隊  
消防団員等(消火業者)への炊き出しが提供された。

4月27日(日) 夕食

4月28日(月) 朝食, 昼食, 夕食

4月29日(火) 朝食, 昼食

(2) 渋民地区民生委員協議会

玉山総合福祉センター及び白沢地区コミュニティセンターの避難者への炊き出しが提供され

た。

4月27日（日）夕食

4月28日（月）朝食，昼食，夕食

4月29日（火）朝食，昼食

(3) 玉山区の各自治会

渋民地区の自治会を中心とした多くの自治会により，避難所への避難者及び消防団員等（消火作業）への炊き出しが提供された。

(4) 市民等からの支援物資の提供

多くの市民，団体，事業者等から，おにぎり，飲料などの食料品が支援物資として寄せられた。これらは，避難所への避難者に配給した。

(5) 田野畑村長からの支援物資の提供

田野畑村長から，支援物資として乳製品及び海産物が届けられた。

(6) 協定事業者からの食糧の供給

「災害時における防災活動の協力に関する協定書」（平成20年4月15日締結）に基づく市からの要請により，イオンスーパーセンター（株）盛岡渋民店から，避難所への避難者に提供する食糧として，パン，カップラーメン，飲み物等，計128食分が供給された。

(7) 日本赤十字社岩手県支部からの生活物資の供給

日本赤十字社岩手県支部に要請し，避難所への避難者に提供する生活物資として毛布50枚，緊急セット30セット，安眠セット90セット，バスタオル100枚が供給された。

## 7 避難情報等の広報周知

避難勧告や避難指示の発令，避難所の開設などの情報の伝達について，災害時における放送要請手続に関する協定に基づき報道各社に要請したほか，玉山区防災行政無線，市のホームページやツイッター，エリアメールなどを活用して周知に努めた。

また，広報車両2台により避難勧告及び避難指示の発令対象地区を巡回するとともに，各戸訪問や各戸への電話連絡による避難の呼びかけなどを，盛岡消防本部，盛岡東警察署等の協力を得ながら行った。

## 8 今後の対応

(1) 被害状況の調査等

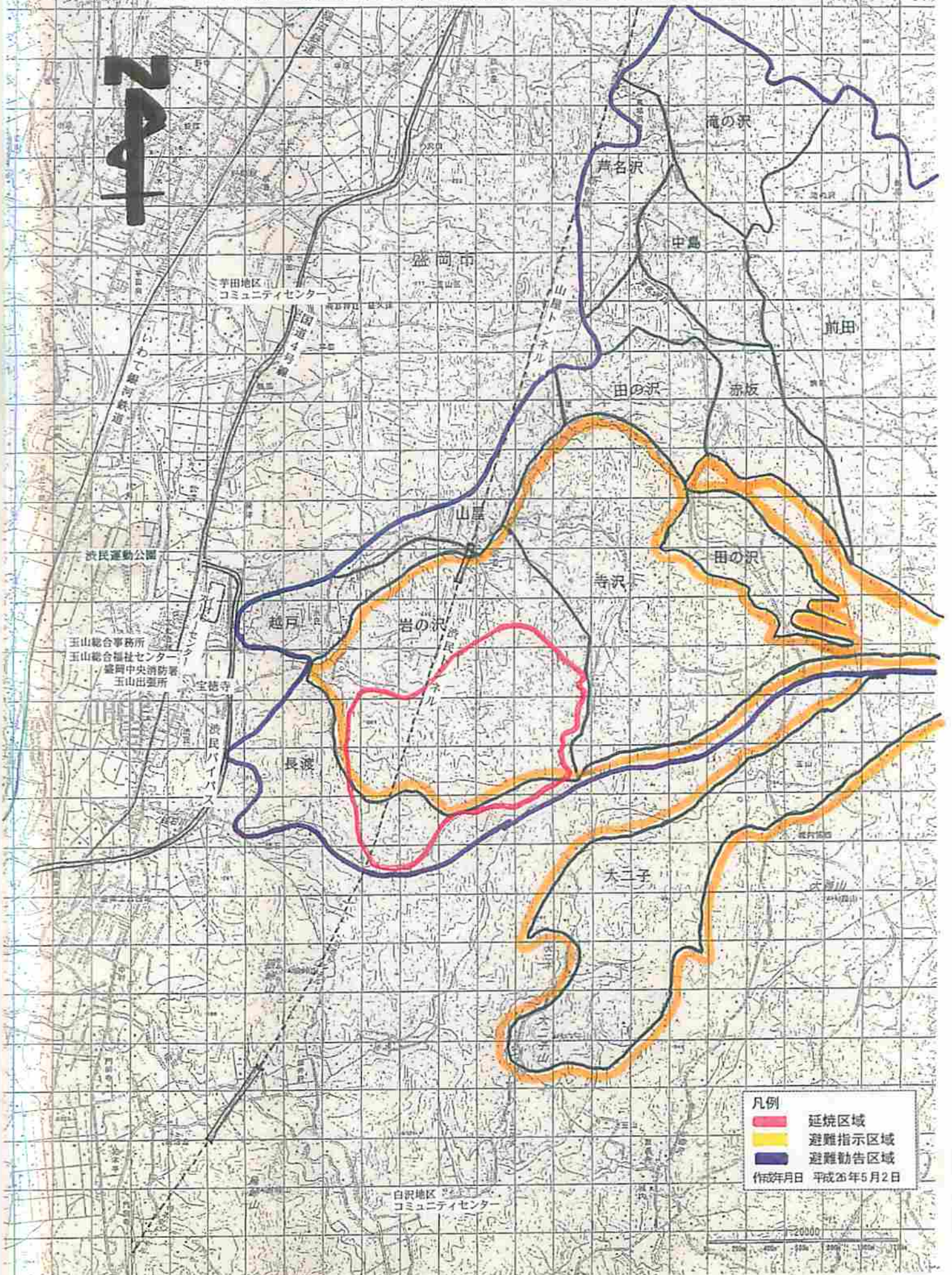
市，盛岡広域振興局，森林組合などの関係機関で構成する「（仮称）盛岡市玉山区林野火災復旧対策連絡会議」を設置し，盛岡消防本部との情報の共有を図りながら，被害状況の調査や林野火災跡地の復旧に向けた対策を総合的に推進する。

(2) 再発の防止

今般の林野火災を踏まえ，これまでの市内各地に配置している火防巡視人による巡視，入山者への注意喚起，広報車による山火事注意の呼びかけをさらに強化するとともに，消防団による山火事防止パトロールを強化するなど，再発防止を行う。

4月27日発生 of 玉山区林野火災に係る延焼区域・避難指示等区域図

2  
7



凡例  
 ■ 延焼区域  
 ■ 避難指示区域  
 ■ 避難勧告区域  
 作成年月日 平成26年5月2日

20000  
 0 5000 10000 15000 20000

平成26年度5月補正予算の概要について

平成26年5月7日  
財 政 部

平成26年度各会計補正予算総括表

(単位 千円)

会 計 別		前回までの累計額	補 正 予 算 額	計
一 般 会 計		106,070,000	698,026	106,768,026
特 別 会 計	公 設 浄 化 槽 事 業 費	30,474		30,474
	農 業 集 落 排 水 事 業 費	522,741		522,741
	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	70,237		70,237
	国 民 健 康 保 険 費	27,821,753		27,821,753
	介 護 保 険 費	21,431,039		21,431,039
	後 期 高 齢 者 医 療 費	2,683,243		2,683,243
	中 央 卸 売 市 場 費	1,640,546		1,640,546
	土 地 取 得 事 業 費	135,441		135,441
	東 中 野 財 産 区	2,677		2,677
	東 中 野, 東 安 庭, 門 財 産 区	704		704
	計	54,338,855		54,338,855
総 計		160,408,855	698,026	161,106,881

企業会計

(単位 千円)

区 分		収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	収入計	支出計
水道事業	前回までの累計額	7,752,533	6,214,399	917,509	4,880,687	8,670,042	11,095,086
	今回補正予算額						
	計	7,752,533	6,214,399	917,509	4,880,687	8,670,042	11,095,086
下水道事業	前回までの累計額	8,505,533	8,277,123	2,350,311	5,924,327	10,855,844	14,201,450
	今回補正予算額						
	計	8,505,533	8,277,123	2,350,311	5,924,327	10,855,844	14,201,450
病院事業	前回までの累計額	4,148,982	6,894,574	514,272	514,272	4,663,254	7,408,846
	今回補正予算額						
	計	4,148,982	6,894,574	514,272	514,272	4,663,254	7,408,846

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計
1	市 税	41,965,091		41,965,091
2	地 方 譲 与 税	832,722		832,722
3	利 子 割 交 付 金	91,975		91,975
4	配 当 割 交 付 金	78,569		78,569
5	株式等譲渡所得割交付金	12,975		12,975
6	地方消費税交付金	3,398,573		3,398,573
7	ゴルフ場利用税交付金	24,660		24,660
8	特別地方消費税交付金	1		1
9	自動車取得税交付金	88,448		88,448
10	地方特例交付金	120,700		120,700
11	地方交付税	16,645,076		16,645,076
12	交通安全対策特別交付金	74,436		74,436
13	分担金及び負担金	1,471,879		1,471,879
14	使用料及び手数料	1,766,280		1,766,280
15	国庫支出金	18,520,611		18,520,611
16	県 支 出 金	5,792,275	127,555	5,919,830
17	財 産 収 入	399,197		399,197
18	寄 附 金	2,331		2,331
19	繰 入 金	1,280,798	47,771	1,328,569
20	繰 越 金	1		1
21	諸 収 入	1,392,102		1,392,102
22	市 債	12,111,300	522,700	12,634,000
	歳 入 合 計	106,070,000	698,026	106,768,026



歳 出

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	693,499		693,499				
2	総 務 費	11,264,736	164,988	11,429,724		159,700		5,288
3	民 生 費	40,339,078	143,500	40,482,578	127,555			15,945
4	衛 生 費	7,710,178		7,710,178				
5	労 働 費	472,079		472,079				
6	農 林 費	2,189,295		2,189,295				
7	商 工 費	1,220,915		1,220,915				
8	土 木 費	16,025,848	145,000	16,170,848		145,000		
9	消 防 費	3,599,659		3,599,659				
10	教 育 費	9,032,096	244,538	9,276,634		218,000		26,538
11	災 害 復 旧 費	1		1				
12	公 債 費	13,472,616		13,472,616				
13	予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計		106,070,000	698,026	106,768,026	127,555	522,700		47,771

平成 26 年 度 5 月 補 正 予 算 主 要 事 業

《 一 般 会 計 》

(単位 千円)

款	(部) 課 等 名	事 業 名	事 業 費
2 総務費	(市民部) 市民協働推進課	コミュニティ施設建設事業	20,888
	スポーツ推進課	国民体育大会開催施設整備事業	5,500
		通年型スケートリンク整備事業	138,600
3 民生費	(保健福祉部) 子ども未来課	私立児童福祉施設整備助成事業	143,500
8 土木費	(建設部) 建築住宅課	公営住宅建設事業(青山二, 三丁目アパート)	145,000
10 教育費	(教育委員会) 総務課	津志田小学校施設整備事業	58,280
		巻堀中学校施設整備事業	186,258

市立学校職員の道路交通法違反について

平成26年5月7日  
教育委員会

本年4月11日、市立学校職員が飲酒に伴う道路交通法違反で検挙され、重大な服務規程違反が確認されました。職員が全力を挙げコンプライアンスの徹底に取り組む中、市民の信頼を失う行為を行ったことについて深くお詫び申し上げるとともに、概要等について報告いたします。

1 事案の概要

- (1) 発生日月 平成26年4月11日（金）午後4時45分頃
- (2) 場所 盛岡市黒川9地割地内国道396号線上
- (3) 職員 盛岡市立学校の用務員（50歳代・男性）
- (4) 事故の概要

職員の運転する乗用車が、帰宅のため、盛岡市黒川地内の国道396号線を盛岡方面へ走行中、道路左側縁石に乗り上げた上、中央線をはみ出し、対向車と衝突、右側面を破損した。現在のところ、相手方及び本人に怪我は確認されていない。

警察が現地に行ったところ、検挙の基準値（呼気1%に0.15mg）以上のアルコールが検出されたことから、道路交通法違反により検挙された。

(5) 公表

本事案は、警察から公表する基準の事案ではなかったが、教育委員会では、当該職員からの事情聴取により、事故当日昼の休憩時間中に、学校内の個室（作業場）で飲酒を行ったこと及び勤務時間（8:15～16:45）終了前に所属長の許可なく退勤する等重大な服務規程違反が確認されたことから、4月14日に公表を行った。

2 経過

- (1) 4月11日（金）
  - ・16時45分頃 事故発生
  - ・所轄警察署から所属する学校に対し、職員が事故を起こし、酒気を帯びている可能性がある旨の連絡が入る。また、同日、学校に対し事情聴取が行われた。
- (2) 4月12日（土）
  - ・教育委員会が当該職員及び校長に対して事情聴取を行う。この際、昼の休憩時間に個室（作業場）で、一人で飲酒していたことを本人から確認した。
  - ・校長から当該職員に対し、自宅謹慎を指示する。
  - ・学校で臨時職員朝会を開催し、教職員へ事案の概要等を説明する。
- (3) 4月13日（日）

- ・当該職員から教育委員会に対し交通事故顛末報告書の提出があり、改めて事情聴取を行う。

(4) 4月14日（月）

- ・市議会議員及び報道機関に通知する。
- ・庁議及び校長・園長会議において、事故の説明及び綱紀保持の徹底について注意喚起を行う。
- ・職員の綱紀の保持の徹底について全職員に通知する。
- ・学校では、代休日だったが、全職員を招集し、校長及び副校長が、事故当日及び通常勤務時における当該職員の勤務状況等の聞き取りを行う。

(5) 4月15日（火）

- ・学校で臨時生徒集会を開催し、経過について説明を行う。
- ・翌日の保護者説明会の開催を通知する。

(6) 4月16日（水）

- ・学校で保護者説明会の開催

ア 時間及び場所 午後7時から午後7時35分まで図書室で開催

イ 参加者数 43名（PTA三役を含む。）

ウ 目的 学校職員の不祥事により、保護者や生徒に不安を募らせることがないように、早期に状況を説明するとともに、説明会を通じて保護者との信頼関係を改めて築くものとする。

(7) 4月24日（木）

- ・教育福祉常任委員会において、今回の事案について説明する。

(8) 4月30日（水）

- ・教育委員会で、当該校の全職員に対し、改めて事故当日及び通常勤務時における当該職員の勤務状況等の聞き取りを行う。今回の事案に関して、次の事項が確認された。

ア サービスミーティングは、主に毎週2回の朝会において行われていたが、昨年度の途中から当該職員が朝会に欠席するようになったことから、当該職員に対してサービスの徹底が行われなくなっていた。

イ 当該職員の校内での飲酒について気が付いていた職員はいなかったが、話をした時など少しアルコールのような匂いがすると感じていた職員がいた。しかしながら、本人の持病による治療や服薬によるものとの認識があり、対策がとられなかった。

### 3 職員の処分

事実関係を詳細に確認の上、厳正な対応を行うものとする。

- ・懲戒処分を行った場合は、市の公表基準に基づき、速やかに公表する。
- ・公表基準において、公表する内容は、「処分年月日」「処分内容」「所属部局及び所属課等」「職位」「年齢」「性別」「事案発生日」「事案の概要」となっている。

### 4 再発防止に向けた取組

- (1) 綱紀保持の徹底に向けた通知等

全職員に対し、平成26年4月14日付けで綱紀保持の徹底について通知するとともに、同日に開催された市内校長・園長会議等において、職員の管理・監督について指導を行った。

(2) 服務ミーティングの継続実施

職員の倫理行動基準を定めた職員倫理規程に基づき、各職場において毎月実施している服務ミーティングを活用し、飲酒運転撲滅に関する研修を行う等公務員としての自覚と倫理意識の向上を図る。

(3) 管理者等特別研修（コンプライアンスの徹底）への参加

平成26年4月23日に行われた標記研修に市内全小・中学校及び高校の校長及び幼稚園の園長を参加させることにより、不祥事や不正の再発防止について、実務的仕組み作りを学ばせた。

(4) 交通安全講習の実施

職員の安全運転意識の徹底を図るため、警察署から講師を招聘し、交通安全講習を実施する。

(5) 技能労務職員へのコンプライアンス研修の実施

小中学校等に勤務する技能労務職員に対するコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスへの意識の徹底を図る。

(6) 学校職員の管理・監督体制の見直し

学校における職員の業務遂行状況や退庁確認等の徹底を図るため、勤務管理体制を調査し、全教職員への指示連絡体制を見直すなど、職員の管理・監督体制の見直しを検討するとともに、学校に勤務する職員用の「服務ミーティングシート」を作成するなど、学校における不祥事の根絶を図る。